



JR 四国の観光地アクセス駅における ICOCA サービス、
2020年3月14日にサービスイン！

2020年1月27日
四国旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社

四国旅客鉄道株式会社（以下、「JR 四国」）と西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 西日本」）は、新たに JR 四国管内の7駅（詫間駅、観音寺駅、善通寺駅、琴平駅、栗林公園北口駅、栗林駅、屋島駅）において、IC カード乗車券「ICOCA」のサービス導入に向けて準備を進めていましたが、この度、サービス開始日が決定しましたのでお知らせします。

1 サービス開始日

2020年3月14日（土）

※サービス開始日の始発からご利用いただけます。

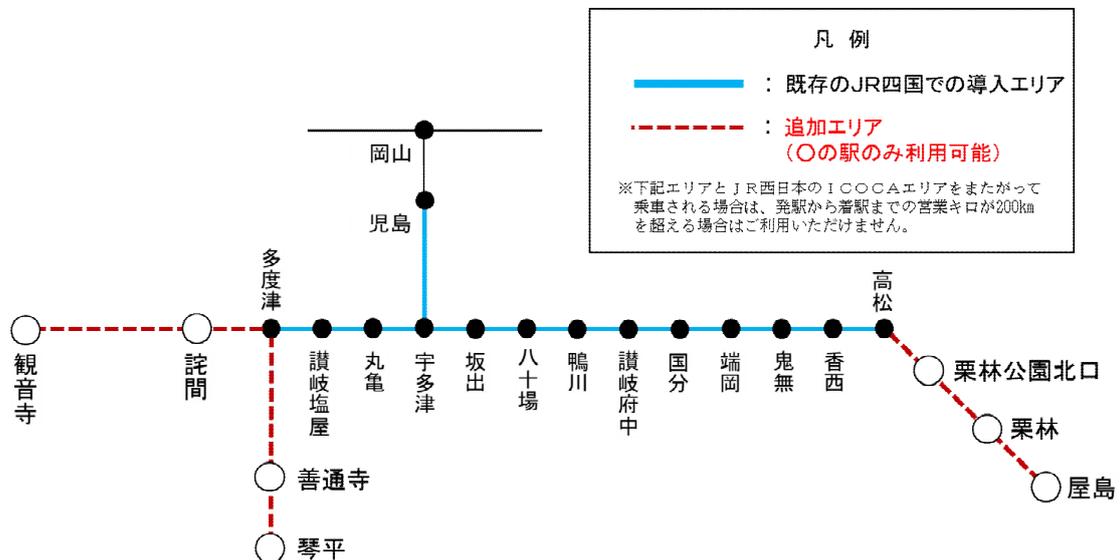
2 提供するサービス

- ・ICOCA 及び全国相互利用対象の IC カード乗車券での入出場及びチャージ
- ・ICOCA の発売、払い戻し

※栗林公園北口駅及び屋島駅ではチャージはできません。

※今回の追加導入駅についても ICOCA 定期券の利用及び発売は行いません。

3 JR 四国におけるご利用エリア



4 その他

- ・ICOCAのほか、全国相互利用対象のICカード乗車券（Kitaca・PASMO・Suica・manaca（マカ）・TOICA・PiTaPa・はやかけん・nimoca・SUGOCA）もご利用いただけます。
- ・ICOCAエリア拡大を記念した式典を開催いたします。詳細につきましては、別途お知らせいたします。

「Kitaca」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「PASMO」は、株式会社パスモの登録商標です。

「Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「manaca（マナカ）」は株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。

「TOICA」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「PiTaPa」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。

「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。

「nimoca」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。

「SUGOCA」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。